

## 平成 30 年度第 2 回自然再生専門家会議 議事録

日時：平成 31 年 2 月 26 日（火） 14：00～16：30

場所：経済産業省別館 1107 各省庁共用会議室

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷺谷 いづみ  
（委員） 今村 信大 大河内 勇 小林 達明 佐々木 淳  
志村 智子 山本 智子 和田 恵次

[関係省庁]

（環境省） 植田 明浩 自然環境局 自然環境計画課 課長  
宮澤 泰子 自然環境局 自然環境計画課 課長補佐  
江川 和隆 自然環境局 自然環境計画課 課長補佐  
山本 康仁 自然環境局 自然環境計画課 係長  
（農林水産省） 滝 勝也 大臣官房 政策課 環境政策室 課長補佐  
河北 有朋 大臣官房 政策課 環境政策室 係長  
（国土交通省） 采野 陽祐 総合政策局 環境政策課 係長  
（文部科学省） 田中 勉 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐  
稲田 幸昌 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 係長  
（実施者） 有山 義昭 環境省 北海道地方環境事務所 稚内自然保護官事務所 首席自然保護官

### 1. 開会

#### ◆江川課長補佐

これより、平成 30 年度第 2 回自然再生専門家会議を開催いたします。本日の事務局を担当します、環境省自然環境計画課の江川と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。議事の前まで、進行させていただきます。

開会にあたり、環境省自然環境局自然環境計画課長の植田より、ご挨拶を申し上げます。

#### ◆植田課長

今回もどうぞ、よろしくお願い申し上げます。今回は、前回の会議よりも議事が多くあります。特に、上サロベツ自然再生協議会については、事業実施計画の変更とのこと。現場のレンジャーも、今回の会議に参加しています。上サロベツ自然再生協議会は、法定協議会による自然再生事業実施の初期の頃から、活動されています。農業土木的な主体が含まれているということもあり、なかなか画期的な取組であったと思います。この取組の経過や効果、評価、反省等を踏ま

えて、次の取組につなげられたらと思います。現場の声や取組経過等、報告を楽しみにしています。

それから、北潟湖自然再生協議会については、現地調査に出てくださいました委員もおられます。また、私も北潟湖自然再生協議会の設立総会に参加させていただきました。この設立を機に、次々に新たな展開が広がると良いと思います。

#### ◆江川課長補佐

次に、本日まで出席の委員の方々をご紹介します。(委員紹介)

次に、本日議題にある事業実施計画(変更)の提出のあった上サロベツ自然再生協議会より、環境省北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所の有山義昭様でございます。

なお、環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省の出席者については、配布の出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、今後の進行は、鷲谷委員長へお願いいたします。

## 2. 議事

#### ◆鷲谷委員長

ここからは、私が司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。議事次第に沿って、議事を進めます。

まず、議題1「自然再生事業実施計画について」です。内容は、上サロベツ自然再生事業実施計画についてです。今回は、既に実施中の事業計画の部分的な変更とお聞きしています。計画の概要と変更点等について、担当されている有山さんから、ご説明をお願いします。

#### ◆有山自然保護官

環境省稚内自然保護官事務所の有山と申します。現地で、上サロベツ自然再生協議会の自然再生事業を担当しています。

皆様のお手元に、資料3の1と、3の2がございます。参考資料としては、上サロベツ自然再生協議会の自然再生事業実施計画書と全体構想です。

まず、上サロベツ自然再生事業についてです。平成15年に、平成14年まで採掘していた泥炭採掘跡地を利尻礼文サロベツ国立公園に編入しました。平成17年に、北海道開発局と環境省が中心になって、上サロベツ自然再生協議会が設立いたしました。現在は、林野庁、北海道、豊富町とNPO団体のサロベツ・エコ・ネットワークが、共同事務局をしています。協議会の傘下には、再生技術部会と再生普及部会があります。

平成18年に、全体構想を策定しまして、3つの目標を決めました。まず、高層湿原についてです。上サロベツ湿原は、低地における日本最大の湿原です。そういった湿原の面積を維持するという、湿原の再生が1つあります。次に、農業の振興についてです。湿原と共生する酪農地帯と

して農業振興を図る目的があります。湿原と農業の共生という表現をしています。3つめは、自然再生を学ぶ場や、エコツーリズムの観点も含めて、地域と湿原再生をつなげる地域づくりを目標にしています。

環境省としては、平成 21 年に作成された上サロベツ自然再生協議会の実施計画書に基づいて、自然再生事業を実施してきました。今年度、事業が終了しましたので、今後は一部モニタリングに移行するという変更になります。平成 30 年 6 月に、再生技術部会と自然再生協議会がありました。その会議において、皆様のお手元にある変更書についての承認をいただいています。

続きましては、事業取組のポイントが、4つあります。1点目が、こちらの水抜き水路の埋め戻しについてです。こちらは放水路であり、もともとは、上サロベツ湿原から日本海側に放水をするという計画がありました。

2点目は、ササ対策についてです。気候変動と工事の関係も含め、ササの分布範囲が広がってきています。一部のササについては、剥ぎ取りや溝の造成をしました。そういった分布状況のモニタリングが、2点目になります。

3点目が、ビジターセンター跡地についてです。高層湿原の中にあつたビジターセンターを撤去しました。その際の表土の剥ぎ取りと、泥炭の投入をした所の植生回復のモニタリングをしている状況です。

4点目については、平成 15 年に国立公園に編入した、泥炭採掘跡地についてです。編入後の裸地部の植生回復状況、開水面のモニタリングを継続的に把握している状況になります。

1点目の結果概要です。図のように、水抜き水路の埋め戻しを実施しました。5か所の埋め戻しをしました。沼がある所には、堰き止め工を造り、水路を埋め戻しました。後背湿地の湿性植生の種組成の変動や、地下水位の低下がないことを目標としています。こちらは、左側が平成 22 年の写真です。堰堤を付けたことにより、現在は、湿原の湛水が保たれている状況になります。地下水位のモニタリングや植生調査をして、問題がなければ、事業の最終評価を行えるかと思えます。

2点目としては、ササの侵入対策です。こちらの分布図から、昭和 52 年と比較すると、ササが増えてきている状況が分かります。特に、下エベコロベツ川の河床低下により、ササがどんどん広がってきています。そこで、ササ剥ぎ取り試験地と、溝の造成試験地を設けて、継続観察をしている状況です。まず、ササ剥ぎ取り試験地についてです。パッチ状になっているササについて、平成 28 年 9 月に、ユニック車による剥ぎ取りを実施しています。表土を 30 センチほど掘削し、ササの根茎とリターを除去しました。剥ぎ取りを実施後の植生については、モウセンゴケやイボミズゴケ、ミカヅキグサ等、湿性植物が多少見られるようになってきました。現在、ササの侵入は、認められていません。

新たな課題として、シカの食害があげられます。北海道大学の教授によるシカのモニタリングがされていて、やはり、センサーカメラ調査の結果から、食害が発生していることが分かりました。今後、食害による被害に注視をして、対策をしていかないといけないと思っています。

2点目としては、ササの広域な侵入をどう防ぐかについてです。ササが入らないように、75センチ幅と150センチ幅の溝を掘っています。溝を掘ることが、ササの侵入対策になり得るのかについて、評価している状況です。今年度の状況は、こちらの湿原には、ササの侵入がない状況です。こちらについては、まだ評価できない部分もありますので、今後、モニタリングの継続を実施したいと思います。溝同士をつなげなかった理由としては、水が途中から漏れ出し、湿原の乾燥化につながるのではという懸念があげられます。溝をつなげず、区切っている状況ですから、もしかしたら、溝と溝の隙間から、ササが侵入してくる可能性もあるかと思っています。その辺りは、ササの分布状況を見ていく必要があるかと考えています。

3つ目の変更のポイントとしては、サロベツ原生花園園地跡地における湿原植生の回復です。高層湿原の中心にあったビジターセンターが、平成23年に移設しました。そこで、跡地の植生モニタリングを実施している状況です。かつては、1キロの木道、施設駐車場、レストハウス等がありましたが、全ての施設を撤去しました。こちらはササ帯ですから、調査地として残し、植生回復状況を見ている状況です。園地跡地を4区画に分け、泥炭の一部投入や、表土の掘削等、モニタリングをしている状況です。A区画については、泥炭投入等はしていません。区画の周りの植生の回復はしていますが、区画の中は変わっていません。B、C、Dについては、泥炭をまき散らした区画は本来の植生に戻っていますが、B区画だけが、外来の牧草地由来のクサヨシが侵入し、単一植生化しています。来年度、こちらのクサヨシの除去と、一部泥炭を区画に投入する植生回復計画を再生技術部会でお諮りする予定です。

4番目の泥炭採掘跡地の再生についてです。採掘跡地は、一部裸地化しています。この部分については、植生マットの敷設と、湿原センターを訪れる方のバックヤードツアーとして、植生回復ネットを敷設していただいています。植生は、大体回復していますので、今後は種構成の推移を見ていく予定です。裸地部分については、回復がある程度見込まれる状況になります。泥炭採掘跡地については、3つの部分があります。開水面になっている所と、泥炭を活用している所と、残砂が一部まかれた所です。高層湿原については、泥炭ブロックを投入しながら基盤を形成して、植物の侵入を促す計画でした。実際、モニタリングをしていると、ペンケ沼等を中継地とするオオヒシクイが、この開水面利用しているという実態が分かりました。われわれの現行計画では、泥炭ブロックを入れるということでしたが、周辺の植生に対するインパクトもありますので、そのまま遷移を見守る計画に変更しました。

まとめますと、今後、実施することとしては、モニタリングを中心とした取組に変更します。また、なかなか評価が出せていないこともあります。そういった評価を行った後に、実際に実施できるかどうかを検討していくということにしたいと考えています。変更の実施計画書については、参考資料1としています。簡単にはなりますが、説明は以上です。

#### ◆鷺谷委員長

有山さん、ご説明ありがとうございました。質疑応答に入る前に、助言の手続き及び本計画に

対する助言の必要性について、事務局からご説明願います。

#### ◆江川課長補佐

資料1をご覧ください。資料1は、自然再生専門家会議開催の運営に関する規約です。目的にありますように、自然再生推進法第9条の6項に基づきまして、主務省庁が実施計画を受け付けた際には、主務大臣は助言の実施の有無を判断することとなっています。自然再生事業実施計画に関し、必要な助言をする場合には、自然再生専門家会議を開催して、その意見をいただくことになっています。この定めに基づき、本日会議が開催されました。

続きまして、資料2をご覧ください。助言にあたっての、主務大臣の手続きのフローを記載しています。実施計画等を主務省庁が受け付けた際には、自然再生推進法9条の規定や、自然再生推進基本方針の内容に基づき、実施計画が適切に作成されているかどうかという観点から、助言の実施の有無を判断することとなっています。助言を行う場合には、図の左側のフローのように、助言の案を作成しまして、自然再生専門家会議の助言についてご意見をいただいた上で、助言を決定・実施します。また、助言を実施しないという場合については、右側のフローの通り、実施計画が自然再生推進法や基本方針に基づき、適切に作成されているという場合であり、助言をしないことを専門家会議にご報告することとなっています。主務省庁側で、本実施計画につきまして、自然再生基本方針等に沿ったものか確認しました結果、助言の必要はないと判断しています。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。事務局の判断は、助言の必要なしということですが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言ください。先ほどの説明に関してのご質問等でもいいです。

#### ◆和田委員

生物に関する情報がどれぐらいあるのかについて、計画書の中ではあまり記載がないようです。ご説明いただいた中でも、植生の区分と、鳥類のオオヒシクイの話しかありませんでした。例えば、希少価値の高い植物があるのかなど、湿地内の水生生物の貴重性が分かるような資料はありませんか。

#### ◆有山自然保護官

自然再生の計画を作る際に、一通りの植生調査や水生生物調査をしています。近年は、地下水位のモニタリングと、一部植生調査をしているという状況です。もともと、上サロベツ湿原では、開発を前提に総合調査がされています。その時は、細かな水文等、水生昆虫、植物、鳥類も含めて、調査されています。希少種については、北海道大学を中心に、上サロベツ湿原の湿性の植物調査をしています。鳥類については、昨年、国内希少野生動植物種になったシマアオジが、日本で唯一繁殖してしまして、環境省及び地元のNPOでモニタリング業務をしているところです。

#### ◆鷺谷委員長

ヨーロッパには、かつて泥炭湿地がたくさんありましたが、農地開発によって無くなってしまった所が多くあります。こちらの泥炭湿地は、世界的にもとても意義のある生態系と、泥炭湿地にふさわしい生物相が見られますから、ヨーロッパの研究者等も、とても関心を持っているかと思えます。北海道大学等が調査に入られていますから、おそらく、科学的な面ではしっかりしたサポートがあると拝察します。

ほかにも、質問等ございますか。

#### ◆小林委員

ササの生育地の拡大についてです。温暖化による影響もあるかと思いますが、湿原の乾燥化、あるいは、湿原の水質のことも関係があるかもしれません。協議会が取り組んでおられることは、言葉は悪いですが、対症療法的な対策だと思います。ササの生育地拡大の原因究明については、何か行われているのでしょうか。もし、何か分かっていることがあれば、教えていただきたいです。

#### ◆有山自然保護官

ササについては、今年、ドローンを使ったモニタリングをしました。また、下エベコロベツ川において、ササの拡大が顕著に見られます。放水路等への地下水流出等により、地下水位が下がり、乾燥化している状況が見受けられました。それらのモニタリングにより、地下水位とササ、植生は関連しているという結果が出ています。上サロベツ湿原の近くにある礼文島でも、同様に、高山植生の中にササが侵入している状況です。例えば、レブンアツモリソウが、ササの中に埋もれている状況があります。われわれの事業において、一部ササの刈り払いを実施しています。しかし、湿原の植生を戻すのであれば、周辺の農地や河川も含めて、湿原全体で考えないと、なかなか対策は難しいことかと思っています。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございました。この実施計画は、農業と共生しながら、自然環境を守っていくというものですから、何をすれば根本的な対策になるかについて、科学的な知見が蓄積すると思えます。しかし、農地をどうするかということが、大きな問題になってくると思えます。対症療法とおっしゃっているようなことを実施していくことで、科学的な知見が積み重なっていくと思えますから、本来の湿原に戻したいという時に、どうすればいいかが分かってくるかと思えます。

ほかに、ご意見やご質問はありますか。

#### ◆志村委員

先ほど、事業の目的の1つに、地域づくりを掲げていらっしゃったと思います。実際、自然再

生がだんだん進み、モニタリングの段階に移る中で、地域づくりや地域の方々の関与の状況等、皆さんが取り組まれたことも、ちゃんとアピールできるといいと思いました。この目標に対する取組の状況をお聞かせいただければ、と思いました。

#### ◆有山自然保護官

上サロベツ自然再生協議会の中には、再生技術部会と再生普及部会があります。再生普及部会では、地域の方と行政関係者と一緒に、エコモー・プロジェクトに取り組んでいます。セイコーマートというコンビニで販売している牛乳は、上サロベツで生産されています。エコモー・プロジェクトは、農業と自然の共生を地域の振興につなげていく取組です。また、湿原センターでは、イベントの開催や、地域の子どもたちの環境学習の場としています。現在、道北全体で人口減少が加速していて、自然再生の担い手や関わる人が少なくなっていることが、課題として感じました。そういったことをどういうふうに発信していくかについては、道北だけの問題ではないかもしれませんが、いろいろ考えることがあるかと思っています。普及啓発については、イベントや、ビジターセンターでの自然再生に関する展示等、北海道開発局や林野庁と共同して、継続していければと思っています。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。今村委員、どうぞ。

#### ◆今村委員

明治以降、農業と共生していかなければならない社会が、作り上げられてきました。しかし、農地を開拓したことで、自然を壊してきました。ですから、自然は本来、こうあるべきということについて、きちんと目標に掲げるべきだと思います。その中で、農業者との共生を図るために、こうしていきたいという説明をしながら、地域の皆さんに理解していただくように取組をやっていかないといけないと思います。最後には、湿原はこんな姿になるという目標があって、初めて、現在の状況について、お話ができるのではないかと思います。

そして、資料や説明からは、昆虫類の保全活動をしているような人の存在が、見えてきません。地元の人たちの中で、関心を持って活動されている方がいないのかと思いました。先ほど説明があったように、開発計画を出す段階で、さまざまな調査をしたということですが、それは必要に応じて、必要な分だけ、調査をしたのだと思います。実際には、湿原にはもっと多くの生き物がいると思います。そして、かつてはこんな生き物がいたが、現在はいないということも、分かるようにしていかないといけないと思います。

対症療法にしても、なぜ自然再生をするのか、将来の自然をこうしたいということを明確にして実施計画を作らないと、自然再生の方向を間違ってしまう可能性があるのではと心配をしています。

#### ◆鷺谷委員長

今村委員がご心配されていることについては、研究者も多く関わっていらっしゃるの、ある程度クリアされていると思います。また、長期的に目指すべき姿について、思い描かれている方もいらっしゃると思います。人口も減少している地域ですから、今後、農地が使われなくなることもあり得ます。そういう時は、今まで蓄積した科学的知見を使って、大規模な湿地再生が本格的にできると思います。オランダの研究生が北海道に来た時、なぜ農地を無くさないのかと、不思議がっていました。オランダでは、海を埋め立てて農地にした所を、また海に戻すような自然再生をしています。人口減少や、高齢化の問題は避けて通れませんから、それまでとは違うニーズが生じて、今村委員のイメージされているような自然再生が始まる可能性は、あると思います。

#### ◆植田課長

私は、上サロベツ自然再生協議会が全体構想を議論している頃から、まさに立ち会っています。やはり、協議会の設立の時は、こういう協議会のあり方や試行的な事業実施であること自体が、画期的だったと思います。現在では、まさに鷺谷委員長が言われた通り、農地の部分をどう生かしていくか、協議会で議論していくのだと理解しています。ですから、農地は自然再生に対して悪だったと言うのは、次につながらないと思います。農地をうまく生かしていく、何かいい手法がないか、すぐ使えるものはないかといった時に、これはどうかと出せる知識が、だんだんと積み上がってきていると思いました。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

#### ◆江川課長補佐

農業と自然の共生としては、緩衝帯の設置をしています。実は、湿地に近い所まで農地がありましたが、それを湿地ぎりぎりまで農地として使わずに、湿地と農地の間を緩衝帯として、再整備しました。農家の方々の間でも、農地の減少についていろいろ議論があったと聞いています。そして、農業は農業側でいろいろなことを努力し、環境省は環境省でできることをやっています。そして、全体として、自然再生協議会の中で一緒に議論することが、今までの成果かと思っています。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。大河内委員、どうぞ。

#### ◆大河内委員

全体構想や、議論に出ているように、自然の状況を見て、順応的に計画を変えるということは、正しいことです。そのことは、非常に素晴らしいと思います。農業や、地域住民、生物相について議論をして、自然をこう変えたいという目標の設定について、ぜひお願いしたいと思います。モニタリングは地下水位とオオヒシクイですが、やはり、全体としてこうだからこうするということができれば、順応的管理として望ましいかと思います。

◆鷺谷委員長

ありがとうございます。それでは、次に計画の変更等があった時は、もう少し情報提供いただいてから、議論することを事務局にお願いしたいと思います。

◆今村委員

今までの過去も踏まえて、自然を再生する事業を実施しているということをPRしていかないといけないと思います。そして、いろいろな軋轢があったことも含めて、自然再生事業という大きな事業を作っていくかと思います。

◆鷺谷委員長

ありがとうございました。いただいたいろいろなアドバイスについて、これからは生かしていただければと思います。

それでは、本計画については助言なしという事務局のご判断ですが、異議なしということですから、助言は特にしないと判断します。それでは、事務局お願いします。

◆江川課長補佐

ありがとうございます。委員から、多くのご意見、ご質問をいただきましたので、これからの事業実施に反映させるべく、主務省庁と実施者で協力しながらやっていきたいと思っています。

◆鷺谷委員長

それでは、議題2に移ります。議題2「自然再生基本方針の見直し」について、事務局よりご説明お願いいたします。

◆江川課長補佐

資料につきましては、資料4と資料5になります。まず、基本方針の見直しに関わる今後のスケジュールについてです。今年度8月に1度、自然再生専門家会議を開催し、その後、いろいろな方から幅広く意見を聞くため、法定外協議会、法定協議会、日本学会議の分科会、そして、環境団体等のヒアリングを実施しました。これらのヒアリングを踏まえて、主務省庁でいろいろ議論し、自然再生基本方針の見直しの論点について、もう少し具体化させました。

資料4を開いていただいでよろしいでしょうか。自然再生基本方針見直しに関する関係者からの意見、アドバイスについてです。1ページ開いていただいで、自然再生専門家会議委員からの主な意見です。これは、第1回自然再生専門家会議でいただいた意見です。例えば、基本方針の構成を分かりやすくすること、人口減少社会、土地の低利用や、災害多発時代に対応すること、気候変動への適応策、生態系ネットワークの推進、希少種保全について記載すること、開発の代償措置として実施される自然再生事業も、自然再生推進法の枠組みに位置付けられないかということです。そして、制度運用に関わってくることとして、情報提供、事例の発掘をして、全国で情報発信することがあげられました。また、都道府県と連携すること、自然再生のメリット、インセンティブを明確にすること等、まとめています。

3ページが、自然再生事業実施者等（法定外協議会）からの主な意見です。これは、ホームページ等で、自然再生に近いことを活動している協議会や団体をランダムに選び、ヒアリングをしました。例えば、志摩市里海創生推進協議会は、SDGsの考え方を取り入れていきたいということです。自然再生推進法は公共事業ありきであり、地元住民による自発的な自然再生を求めるものとは異なる仕組みに感じたとのことです。

次の4ページのはだの里山保全再生活動団体等連絡協議会には、活動資金の課題がありました。また、これまでは自然再生に関する情報がなかったため、法定協議会の設立等は未検討とのことです。

次に、霧ヶ峰自然環境保全協議会は、ここも活動の労力と経費の問題を課題としています。また、自然再生推進法等については、これまで知らなかったとのことです。そして、法定協議会化のメリットについては、よく分からないとのことです。

次の恩納村里海づくり推進協議会におきましては、モデル事業終了後の先行きが不安とのことです。また、自然再生に関する情報がなかったため、法定協議会の設立等は未検討とのことです。

続いて、東お多福草原保全・再生研究会については、参加している自治体ごとに温度差があり、活動の協力を得にくい面があるという意見がありました。ここも、自然再生推進法について、これまで知らなかったために、法定協議会の設立は未検討ということです。

以上の5つの協議会が、自然再生推進法について知らなかったか、違う理解をされていたという結論でした。ヒアリングを企画したわれわれも、結果に驚きました。

そして、6ページは、自然再生事業実施者（法定協議会）からの主な意見です。予算面や人材面の対応について、案が弱いと意見をいただきました。また、気候変動適応法の適応策と自然再生について、分かりやすく関連付けてほしいという意見や、情報発信がまだ不足している、しっかり国として、情報提供をやるべきだという意見をいただきました。そして、県と市の自然再生への理解、参加をいただくことに苦労しているという意見もありました。

次に、日本学術会議からの主な意見です。生態系による防災・減災機能の発揮の推進について、基本方針に記載することは歓迎するというコメントがありました。また、既に設立された協議会の支援もしてほしいという意見もいただきました。そして、行政が、自然再生の活動のサポータ

一の役割を担うことが重要という意見をいただきました。そして、企業との連携をしっかりと考え、行政には、協議会と企業の間をつなぐ役割が期待されるという意見がありました。

続いて、環境団体等からの意見です。環境関係の専門家会議に参加している5団体に、ヒアリングを実施しました。意見としては、SDGsの考え方をしっかりと活用していくとよいとありました。そして、自然再生推進法の見直しも検討してはどうか、という意見がありました。そして、自治体が前向きに、自然再生にどう関わってもらおうかという課題があげられました。また、基本方針の伝えたいことが見えにくくなっているため、内容のスリム化をするべきだという意見もありました。そして、法定協議会の取組が、現在どのような状態にあるのか、分からないと意見がありました。

最後に、自然再生基本方針の見直しに向けた各ヒアリングの主な意見のとりまとめです。こちらは、先ほどの意見をまとめたものですから、個別の説明は省略します。

基本方針見直しの論点に反映するものもあれば、制度の運用についてのご意見もありました。基本方針の見直しだけでなく、制度の運用の見直しも、しっかりやっていく必要があると感じています。

前回の専門家会議で、志村委員より、自然再生の代償措置について、自然再生事業もほかの枠組みに位置付けられないのか、という意見をいただきました。自然再生推進法制定の国会でも、議論されたと記憶しています。そういった経緯の中で、代償措置は含めないという形になったと記憶しています。代償措置になりますと、公共事業を実施した人が、そのまま自然再生事業の実施者になるということになりますから、その点は、このボトムアップの制度とどこまで合うのか、結論が出せない感じがします。一方、ボトムアップで、地域住民がその代償措置を活用して、地域全体の自然を再生するような事業であれば、自然再生事業として取り組むことについては、全く問題ないと思います。そういった点は、取り上げる可能性は十分あるとも考えています。

続きまして、自然再生基本方針の見直しの論点について、説明させていただきます。今回の基本方針見直しに関する議論が終わりましたら、細かいところまでさらに調整した変更案を新旧対照表のような形で、次の自然再生専門家会議で提出させていただきたいと思います。その後パブリックコメントを実施して、それを踏まえた法案修正について、また、会議を開催させていただきたいと思います。平成31年第3四半期を目標に、こういった手続きを進めたいと思っています。

次に、基本方針の概要の見直しです。論点をいくつか、説明します。自然再生基本方針の構成の変更についてです。ヒアリングにおいて、基本方針の構成が分かりにくいという意見がありました。例えば、現行の基本方針の第1章は、全体の3分の2ほどを占める状況です。具体的には、第1章にある自然環境学習についての項目は第4章に、産業との連携、希少種保全・外来種対策、防災・減災の項目は第5章に移動させます。また、第5章において、国の役割について述べたものと、どう自然再生をやるべきかについて述べたものが、一緒になっていました。そこを整理して、第5章(1)では、国、地方公共団体の役割を記載するとともに、(2)は自然再生の推進に関する重要事項とします。その中に、SDGsや気候変動適応法、そして、地域循環共生圏

の構築について、記載するということです。

次に、論点2として、現行の基本方針の記載の強化です。まだ、この見直しのイメージ通りになるということではありませんが、もう少し基本方針の本文のイメージになるように、記載するということです。そして、人口減少化の対応や、環境基本計画、地域循環共生圏の情報について、記載することとしています。

希少種の保全及び外来種対策について、外来種被害防止行動計画や保護増殖事業との連携に関する情報を追記します。

生態系による防災・減災機能の発揮の推進については、東日本大震災後もさまざま自然災害が起きていることから、東日本大震災等の自然災害の経験を踏まえた自然再生を記載しています。さらには、生態系の機能を評価して積極的に保全再生することで、生態系を活用した防災・減災、Eco-DRRの推進についてと、それにあわせた事例収集や、情報提供に努めていくことを書いています。

生態系ネットワークについては、国交省、農水省、環境省3省で勉強会を開いているところがあります。今回の基本方針の見直しにおいて、生態系ネットワークの形成という項目を新たに立て、その中で生態系ネットワークについて記載していくということです。生態系ネットワークの形成にあたっては、流域圏や地域的なまとまりにも着目した、さまざまスケールで、森・里・川・海を連続した空間として、保全・再生に取り組む関係機関が、横断的に連携して総合的に進めることが重要だと記載する予定です。そして、情報提供等も進めていく旨、記載しています。

次に、気候変動適応法成立への対応です。気候変動適応法の公布とあわせて、気候変動の影響への適応計画も決定しました。その中にある、自然再生に関わる部分の追記をするということです。

次に、種の保存法改正への対応です。里地里山等二次的自然に生息・生育する種の生息・生育地の保全等に向けて、特定第二種国内希少野生動植物種制度の成立について、情報を記載しています。

そして、第五次環境基本計画が平成30年4月に閣議決定され、この考え方を基本方針に反映させるということです。環境・経済・社会の統合的向上を具体化させること、そして、1つの行動によって、複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すというSDGsの考え方を取り入れることがあげられます。また、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地区と地域資源を補完し、支えあう考え方である地域循環共生圏を構築していくという考え方も反映させます。自然再生は、ボランティアな活動によって、今まで活動されていたところが多くありました。それだけではなくて、地域循環共生圏の考え方を取り入れる等しながら、経済的インセンティブの付与を介して、各主体が経済合理性に沿って、自然再生を推進していく手法を検討していく必要があるということです。

次は、地域循環共生圏の構築への取組の推進についてです。環境省は、10の実証地域において、自然共生分野における地域循環共生圏構築に向けた検討業務を実施中です。その成果として、地

地域循環共生圏構築の手引きを作成しています。まさに、第五次環境基本計画にあるような形で、各地域が、地域資源が循環する自立・分散型の社会を目指しつつ、地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域なネットワークとして、地域循環共生圏を構築していくということです。森・里・川・海の連関による自然的なつながりとあわせて、人、資金等の経済的なつながりも意識していくということです。自然再生においても、自主性を尊重した取組の継続性に、課題を抱えているということです。そういった課題に対して、地域循環共生圏の考え方を取り入れていくということを記載しています。

次に、SDGsの考え方についてです。SDGsにおいては、明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットが提示されています。複数の課題を統合的に解決することを目指すことや、1つの行動によって複数の側面における利益を生むマルチベネフィットを目指すということが、SDGsの特徴です。地域循環共生圏の考え方とSDGsの関係としては、地域循環共生圏を目指すことは、SDGsを目指すことだと言っても過言ではないぐらいに、密接に連携しています。SDGsの実現は、地域の課題解決に直結することから、自然再生においても、SDGsのゴール等を活用することによって、地域の課題解決を一層促進することが期待されます。また、企業との連携についても、記載しています。

次に、現行制度の運用見直しによる課題対応と、国としてこれから力を入れて取り組むことをご説明します。グリーンインフラの取組としては、国土交通省において、グリーンインフラの取組を推進する方策について、幅広く議論するため、有識者からなるグリーンインフラ懇談会を開催しています。

生態系ネットワークの形成に向けた取組については、国交省、農水省、環境省で、生態系ネットワーク形成に向けた勉強会を随時開催していきまして、水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラムの共催や、生態系ネットワーク財政支援制度集の作成等に取り組んでいます。自然再生の推進にあたって、こういった勉強会等の議論状況を踏まえて、全国会議等の場で、事例を紹介、収集して共有したいと思います。こういった取組が、より広がっていくように、これから検討していきたいと思います。

次に、自然生態系が有する防災・減災機能の活用に向けた取組についてです。環境省では、生態系を活用した防災・減災について、防災・減災に寄与する生態系の機能評価等を行っているところです。これも、生態系ネットワークと同様に、事例等の収集を行っていききたいと思います。

そして、地域循環共生圏の取組です。環境省は、平成28年から平成30年に、地域循環共生圏構築に向けたモデル事業をしています。法定協議会の1つである、榎野川河口域・干潟自然再生協議会も、同モデル事業の1地域として選ばれています。自然再生の活動の強化に取り組んでいきまして、人材の基盤、資金の基盤といったものを作るような活動強化に取り組んでいます。こういったモデル事業の結果について、平成31年3月に公表予定です。そして、環境省は同モデル事業を踏まえて、平成31年度に、環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業を政府予算案に計上しています。

そして、来年度の全国会議は、山口県で開催する予定です。そういったモデル事業の情報提供や意見交換を行い、自然再生への適用について、考えていきたいと思っています。地域循環共生圏の取組は、まさに持続可能な地域づくりや、マルチベネフィットの発揮、バックキャストイングアプローチの活用等、SDGs達成とも親和性が高いため、検討を行っていききたいと思っています。

次に、気候変動の対応や、希少種保全・外来種対策についても、他の取組と同様に、各省の取組を踏まえて、全国会議等の場において、事例等の情報を収集・共有に努めていきたいと思っています。

そして、法定協議会設立に資する資料の作成です。今年度、26番目の協議会が設立されました。環境省では、法定協議会設立数の増加のため、自然再生全体構想作成の手引きを作っています。本日お見せできるほどの内容にまでは詰まり切っていませんから、また、次の自然再生専門家会議においてご説明できたらと思っています。NPO、企業等の民間団体が、協議会立ち上げ時に活用可能な全体構想作成の手引きを作成中です。自然再生基本方針の変更後、来年度の完成を目途に作成し、公表、配布したいと思っています。そして、この手引きを見て、こういうふうに全体構想を作ってみようと思えるような手引きを作りたいと思っています。

また、先ほど説明しました、森・里・川・海からはじめる地域づくり、地域循環共生圏構築の手引きについて、3月中にまとめて仕上げまして、近日、公表される予定です。

次は、前回も述べましたが、県を通じた市町村・地元団体等への情報提供です。県にも自然再生に取り組んでほしいという意見が、ヒアリング等でありました。この意見も、しっかり制度の運用の中で取り組んでいきたいと思っています。取組の事例を集めたり、法定協議会が新しく設立されたりということもあります。そして、自然再生の制度について、活動団体になかなか伝わってなかったことから、ニュース形式でしっかり情報を随時提供していくことによって、できるだけ活動団体まで伝わるように、取り組みたいと思っています。

そして、国の相談体制の強化についてです。相談用のメールアドレスを開設し、受付をしています。

最後に、普及・啓発の強化です。自然再生の取組に向けて、ホームページやパンフレット等による地域への普及・啓発に努め、やれることはできるだけやっていく方針です。現在、自然再生関連のホームページは、実は、情報の更新が数年止まっています。これの見直しを始めており、来年度に再整理して、ホームページをリニューアルするため、取り組み始めています。また、自然再生パンフレット等、法定協議会のメリットをもう少し簡単に説明した1枚ものの配布物をたくさん刷って、できるだけ幅広く配布したいと思います。パンフレットを刷っても、団体まで届かないというご意見もいただきましたから、できるだけ1枚の資料で、まず見てもらうためのものを作りたいと思っています。あわせて、自然再生の取組の事例を集めたパンフレットについては、北潟湖自然再生協議会も追加されましたから、追加、反映したいと思っています。以上のような形で、できることをしっかりやっていく、直近の対応を含めて説明させていただきました。

以上です。

◆鷺谷委員長

ご説明、ありがとうございました。それでは、今のご説明を伺ってのご意見、感想等、順番にご発言いただくようにします。今村委員から、お願いいたします。

◆今村委員

環境省で取り組まれていることのPRが不足しているという思いは強くありましたから、PRを強化していくということについて、期待をしたいと思います。そういう意味で、自然再生事業とは何だということについて、明確に捉えた上でPRしていくといいと思いました。そして、経済的に自然再生をすれば、お金が得られるという単純な感覚にならないように、ぜひ、そのあたりの表現に気をつけていただきたいと思います。持続可能な開発目標というと、極端な言い方をすると、森林を開墾し、木を伐採してしまう開発のイメージが強くて、それが経済的にもいいことだという感覚に陥ってしまいやすいです。ここの考え方について、皆さんにちゃんと理解をしてほしいと思います。そのあたりの理解を間違えないような説明を加えながら、取り組んでいただきたく、期待をしています。

◆鷺谷委員長

ありがとうございます。それでは大河内委員、お願いします。

◆大河内委員

まず、1つ気になっていることは、いろいろな法定外協議会の方が、法定協議会のメリットがよく分からないとおっしゃっていることです。やはり、法定協議会をつくるメリットが、もう少し活動している人たちに見えるように、強調していただければと思います。

それから、地域住民の協力を得るためには、グリーンツーリズムは望ましいと思います。例えば、エコツアーがあげられます。いわゆる、生態系のさまざまなメリットは、目に見て分かるものではないですし、小さい活動ではなかなか効果が出にくいです。そのあたりは、難しいところがあるかとは感じます。以上です。

◆鷺谷委員長

ありがとうございました。それでは小林委員、お願いいたします。

◆小林委員

地域循環共生圏と自然再生の整合性を図っていくことは、非常に大きな柱だと思います。その中で、経済的インセンティブの付与について、慎重に表現すべきという委員もいらっしゃいます

が、私は、そこをやはりきちんと評価できるようにしていく必要があるかと思います。先ほどの上サロベツ自然再生協議会の話にもありましたが、モニタリングも非常に大事だと思います。それと、人との関わりをきちんと評価することが大事だと思います。生態系サービスについても、もっと取り組むべきだと思います。その上で、地域循環共生圏となると、農業との共生、あるいは、防災との共生等が、大事になってくると思います。ぜひ、そこについては、先ほどご説明された方向で書いていただきたいと思います。

それから、2点ほど、意見がございます。1つは、この自然再生事業は、国がやっているというところが、1つの特徴だと思います。ですから、例えば、国全体の生物多様性保全に関するいろいろな仕組みの中で、この再生事業はどのような役割を果たしているのかが分かるようなものがあるといいです。自然を回復させることは、国全体の生物多様性の構造の中で、どういう意味があるのか、どのような役割を果たしているのかという観点が欲しいと思いました。

それから、温暖化の緩和と適応は、両方とも自然再生事業で関係していると思います。しかも、それが具体的に現れているわけですから、その観点がほしいと思いました。

それから、生態系ネットワークという言葉は、生態学的には明らかにおかしいと思っています。この表現について、再検討をお願いしたいと思います。そもそも、生態系という言葉が、あまりにいろんな意味で使われ過ぎていると思います。生態系は、非常に重要な言葉だと思いますが、ポイントに応じて適切に使うべきだと思います。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございました。それでは佐々木委員、お願いいたします。

#### ◆佐々木委員

1つ気になったことは、法定協議会のメリットが、やはり分かりにくいという印象を受けました。それから、手引きを作っているという話がありましたが、どういった人に向けて作るのか、どういうところをターゲットにしているのかが、少し見えづらいかという気がしました。例えば、法定協議会ではない協議会は、全国にたくさんあります。協議会と名前には付いていなくても、協議会の対象になるようなものもあります。例えば、フォーラムなどの形態もあり、法定協議会になってほしいという、そういう具体的なターゲットがあるのかについて、気になりました。また、法定協議会を作るときを考えた時に、法定協議会にどのようなメリットがあるのかが、ユーザー目線で資料を見ても、よく分かりません。

それから、9ページの気候変動適応法成立への対応についてです。細かい話ですが、適応ということに、緩和策も含まれているのではないかと思います。自然再生という意味では、藻場や干潟の再生が、直接的に二酸化炭素の吸収減対策にもなるということで、ブルーカーボンが打ち出されつつあります。そういったキーワードも入れていただくと、特に、沿岸で活動している人には、アピールできると思います。以上になります。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。志村委員、お願いいたします。

#### ◆志村委員

やはり、協議会以外の自然再生について、どうやって考えていくのか、気になります。特に、小さな自然再生は、何度も話に上がりますが、具体的にどう扱うのかについては、形になっていません。協議会だけではなく、小さな自然再生についての情報を全部集める等、自然再生についての知見を高める研究会が、この仕組みの中でできないかと考えました。

それと、ボトムアップを重視するならば、協議会の方たちが使えるものや、仕組み、資金といったものについて、この基本方針の見直しを機に、育てていただきたいと思います。一方で、この自然再生推進法ができた時に、変な自然再生にならないかという懸念が、NGOにはありました。トップダウン型で、市民の方たちが活動に入らないような形で、技術だけの自然再生が進められてしまうことへの不安があったと思います。現在は、助言というとても柔らかい表現を使っていますが、もし、トップダウン型で助言を残すのであれば、勧告という表現に変えてもいいかと思っています。これが、基本方針の見直しにふさわしい議論かどうかは別にして、そういうことを思いました。

また、自然再生はこれから取り組まなければいけないし、もっと広めていただきたいです。例えば、先ほど佐々木委員から海の話が出ましたが、やはり、国の支援等は、陸上における自然再生が対象となることがほとんどですから、海での活動に関して、もっと具体的にバックアップや、推進するという積極的な方針を打ち出すことも、どこかに入ってくるといいと感じました。以上です。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。それでは、山本委員、お願いいたします。

#### ◆山本委員

今までのご説明を聞いていると、いろいろな団体からのご意見に、SDGsというキーワードが、たくさん出ているところが印象に残っています。これは、マルチベネフィットが注目されているという理解でしたが、SDGsそのものは、国連の貧困対策としての考え方です。SDGsと自然再生との関わりにおいては、生態系サービスの低下による影響を一番に受けるのは、貧困層です。そういう人たちの命を守る点で、生態系サービスは不可欠であるということだと思えます。いくつかの団体の方がSDGsを取り上げられたのは、もしかしたら、日本はもう豊かな国ではなく、少子高齢化や、人口減少等、生態系サービスの低下そのものが、生存そのものに関わってくる可能性がある、何となく感じられているからかと思いました。例えば、自治体が水道

事業をできなくなった時に、いい水源がないところは、もしかしたら、水が手に入らないということが起こりかねません。そこまで掘り下げて、自然再生やSDGsの説明をして、皆さんに理解してもらえれば、自然再生は、もっと身に迫るものとして理解されると思いました。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。それでは、和田委員、お願いします。

#### ◆和田委員

今回の基本方針の見直しの強化点としては、持続可能な開発目標の考え方の活用と、地域循環共生圏構築の取組というところが大きい印象を受けました。これらは重要ですが、観点の基本にあるのは、経済的な理念に基づいた再生事業ということになります。この観点からの事業実施に対して、希少種の保全、あるいは、外来種対策、そして非常に貴重性の高い自然生態系の保全というところは、自然再生事業として折り合わない部分も出てくるのではないかという危惧をもちました。劣化した生態系を人間の手によって取り返すことが自然再生事業ですが、同時に、経済的な効果を生むという形で、地域循環共生圏構築につながる面があるということは理解できます。しかし、経済的効果が優先され、希少種や貴重な自然生態系をそのまま保全する姿勢が、自然再生事業の中で、軽視されることがないように進めていただきたいと思います。以上です。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございます。

法定協議会を立ち上げることの意義が、よく分からないというご意見が、とても多く出ました。私は、法定協議会の設立は、かなりメリットが大きいと思います。自然再生の取組の最初の頃は、釧路湿原や、上サロベツ湿原のように、国の省庁が事業として始めたことに、いろいろな地域等が参加する形でした。自然再生基本方針に基づいて法定協議会を作る時は、ボトムアップが可能です。例えば、寺院がイニシアティブを取ったり、NPOが中心になっている自然再生協議会もできたりしています。協議会の設立により、ボトムアップで自然再生が始められて、自然再生のテーマによって、いろいろな段階の行政を巻き込むことができるようになっていきます。その協議会で何をするかといえば、多くの地域では自然環境に関する課題があります。そういうことも取り上げながら、地域の持続可能な発展や維持について、話し合う場が用意できます。そこで情報交換しながら、直接民主主義によって意思決定が行われて、役割分担をして、そうやって活動が進められます。常に、情報交換の場を持っているというところに意義があります。法定協議会を立ち上げ、実施計画を作れば、国レベルの話題にもなりますから、フォーマルなものになります。1地域のごく志が高く、自然環境をどうにかしたい人の思いが、国レベル、国際レベルまで伝えることもできるし、フォーマルな事業ですから、企業も参加しやすいです。久保川イーハトーブ自然再生事業は、寺院が立ち上げた事業です。あそこでは、ダンロップが毎年参加してい

て、ビオトープとして活用している棚田の整備に関わっています。比較的フォーマルな形になりますから、多くの方が自然再生に関わりやすくなり、地域の持続可能な発展、維持に関する話し合いが、10年でも20年でもつながっていきます。公共事業のような自然再生は、確かに費用が必要かもしれませんが、そうでないものもかなりあります。もちろん、費用があれば、より多くの方が自然再生に参加できるかもしれませんが、協議会の様子等を見てもみますと、かなり持続的、活発に活動されているところもあります。法定協議会の数は、まだ少ないため、メリットを伝える機会があまりないようにも思いますが、全国で情報を交換する場等があります。ここでは、活発な情報交換も行われていて、情報交換にも意義があると感じました。

メリットの関しては、以上です。まだ細かいことも含めて、ご発言がありましたら、いかがでしょうか。

#### ◆大河内委員

鷺谷委員長がおっしゃられた、全国の情報を交換する場とは、どういうものですか。

#### ◆江川課長補佐

自然再生全国会議を毎年1回、国が開催しています。今年につきましては、麻機遊水地で行いました。26の法定協議会等に参加を呼び掛けまして、議論をします。今年は、基本方針の見直しについても意見交換をしました。会議の中では、現在困っていることについて、どういうふうに解決するかを議論したり、専門家の紹介をしたり等、行っています。

#### ◆大河内委員

発言をするということではありませんが、私たちも聞きに行った方がいいかと思います。

#### ◆江川課長補佐

そうですね。今回はできませんでしたが、次回検討したいと思います。

#### ◆鷺谷委員長

先日、北潟湖自然再生協議会の会議に参加させていただきましたが、とても意義を感じました。ですから、専門家に来てお話をしてもらいたい、意見を聞きたいという要望があったら、専門家という立場で、私たちもオブザーバーとして参加させていただいて、意見交流をしてもいいと思います。また、全国レベルの会議だと、いろいろな協議会の方たちの思いや実際の活動を知ることが出来ますから、そういう場があったら、事務局からご案内をいただくことはいいと思います。

#### ◆江川課長補佐

そうですね。まさに、北潟湖自然再生協議会のアンケートでも、専門家の意見をいろいろ聞け

て良かったという意見もありました。

#### ◆今村委員

法定協議会は、残念ながら、全国で26か所しかありません。自然再生に関わっている人たちは、自然再生推進法をそれなりの評価をしてくれるだろうという感覚になってしまうかもしれませんが、一般的に、自然再生推進法を知らない、法定協議会のメリットが全くわからないという人がほとんどだということが、現実です。ですから、分かりやすいPRや説明が必要なのかと思います。

そして、日本の人口が、今後も減少するのはもう当たり前の話です。自然が残ること、自然が再生されることで、自然に対しての価値観、宝を作っていくという考え方をすべきではないかと思います。そういった考え方と住みたくなるような自然があれば、地域の人口減少も、もしかしたら止まるかもしれません。農業生産者だけではなくて、一般生活者として住むこともできると思います。また、そういう地域なら、企業も自然再生に参加してくれるかもしれません。ぜひ、その辺を考えていただきたいです。

#### ◆江川課長補佐

おっしゃる通りです。そこには、小さな自然再生も関わってくると思います。やはり、法定協議会には、フラッグシップ的な役割があります。小さな自然再生だと、自然再生専門家会議として直接関わっていくことは、なかなか容易ではありません。そういう意味でも、しっかり頑張って法定協議会をPRしていきたいと思います。

#### ◆和田委員

地域循環共生圏構築のモデル事業として、取り上げている法定協議会があるとのことですが、環境省として、この協議会の事業が、どのような観点で、地域循環共生圏構築のモデル事業になると判断されたのか、具体的な活動内容も含めてお聞きしたいです。

#### ◆江川課長補佐

樫野川河口域・干潟自然再生協議会は、人材、資金が不足しているということから、活動としては停滞気味でした。この地域循環共生圏構築のモデル事業をすることになった時に、ぜひ保全のための募金等の活動も含めて、いろいろなやり方を検討したいということになりました。

#### ◆山本係長

この協議会の活動は、カブトガニの保全があります。モニタリングをして、個体数のカウントをしています。また、アサリがもともと産業としてありましたが、現在は全く採れない状況です。理由としては、エイに食べられたり、土が硬くなっていたりすることなどがあげられます。これ

に対しては干潟を耕耘したり、網を張ってアサリを保全したりという活動をしています。協議会としては、アサリを産業として採れるぐらい増やし、アサリの販売や潮干狩り活動にいくつか付加価値を掛けて、自然再生の協議会の活動資金に運用できるようにしたい、という思いがあります。山口県と山口市が協議会の事務局ですが、活動資金がこれまで全くなかったということもあり、補助金だけに頼らずに、地域の資源を活用して自分たちで活動資金を調達し、それが持続的に循環するような仕組みを作っていきたいという思想が、地域循環共生圏の取組として合っていると考えて、事業のモデル地区として採択されているのだと思います。

#### ◆鷺谷委員長

SDGsは国連が提唱した目標であり、発展途上国の開発をどういう面から進めていくかということが、一番重要な趣旨であると思います。ただ、日本国内でも遅れていることや、日本の自然環境から見て、世界全体に貢献することに関しては、SDGsを意識する意義は大きいかと思っています。

#### ◆江川課長補佐

いくつか振り返りますと、法定協議会のメリットが伝わっていないということは、まさに、われわれも痛感しています。しかし、協議会で多様な人が集まること、透明性を確保すること等、民主的な手続きをしっかりと経ていくことが、1つのメリットだと思います。そういった手続きを通じて設立された協議会だという信用が得られることも、1つのメリットだと思っています。そういったメリットについて、もう少し、全体構想作成の手引きでは、ページを使ってしっかり説明し、お伝えできるようにしたいです。

そして、先ほどニュース形式による情報発信という話もしましたが、そういったところでも、しっかりメリットを伝えていくことに努めたいと思います。

そして、地域循環共生圏構築の話について、いろいろご議論いただきましたが、分かりやすくご説明できなくて大変申し訳ないと思っています。ただ、和田委員がおっしゃられたように、地域循環共生圏において、希少種の保全を軽視してはいけないということが、一番大事だとわれわれも思っています。一方、活動の人材、資金が足りないという課題が出てくるのも、事実だと思っています。全ての事業が、地域循環共生圏でなければいけないとは思っていません。そういった考えで取り組むところも出てくるという中で、全体として、自然再生に取り組んでいくようないいバランスについて、これから協議会の議論の中で詰めていきたいなと思っています。

また、小林委員から生態系ネットワークについてお話をいただきました。環境基本計画に、生態系ネットワークという言葉が書いてあること、そして、国交省河川局が生態系ネットワークという言葉を使っていることもあり、自然再生基本方針だけ別の言葉を使うことは、なかなか難しいだろうと、3省で議論をしていたところです。

なかなか全部答え切れませんでしたでしたが、いろいろご意見もいただきましたので、私どもで今後

の議論の参考にさせていただきと思います。

◆鷺谷委員長

ご意見やご質問は、ありますか。

◆佐々木委員

先ほどの、法定協議会のメリットに関して、1つよろしいでしょうか。

久保川イーハトープ自然再生事業については、私も非常に素晴らしいと思いました。しかし、あそこまでの取組を他でも期待することは、なかなかハードルが高いと思います。ボトムアップに対しては、先ほどのご説明でよく分かりました。一方で、資料4の法定外協議会からの意見にもありますが、行政が絡んでいるようなところは多いと思います。そういったものと法定協議会が、どういう関係になるのか、よく分かりませんでした。その辺りが、もしWin-Winの関係になるならば、それを分かりやすくご説明いただくと、もう少し法定協議会が増える可能性があるかと思いました。以上です。

◆鷺谷委員長

久保川イーハトープ自然再生事業のように、ぜひ、自分の地域のことを真剣に考えて、再生をしたいというところのサポートをすることが必要だと思います。自治体等も、ぜひ県や国も巻き込んで事業をしたいし、住民にももっと理解を広げたいという思いがあるならば、自然再生事業を利用していただくことは良いと思います。

◆江川課長補佐

北潟湖自然再生協議会は、まさに地方自治体が主導になっています。そういった活動のところはターゲットにしたいと思います。既存の組織との並立は、確かにいろいろな組織のルールがありますから、そこは事例を分析しながら進めていきたいと思います。個別に相談対応という形でやっていくことになるかと思っています。

◆佐々木委員

確認ですが、基本的にまだ十分に協議会の形が固まっていないような段階にある団体を対象にしていて、既にある程度協議会の形になっているものは、法定協議会にすることは考えていないという理解でよろしいですか。

◆江川課長補佐

もちろん、その活動を強化したい、より地域住民の方に活動のお知らせをしたい等、既存の団体を強化するという方法で、取り組まれるという可能性はあると思います。

#### ◆佐々木委員

それは、既存の団体が法定協議会になりたいと、強く思った場合です。一方で、ここで今、議論されていたのは、どうやって法定協議会の数を増やすかという話でしたから、議論のミスマッチがあるような印象を受けました。

#### ◆鷺谷委員長

そうですね。自然再生推進法について知られてないことが、法定協議会が増えない一番大きな原因だと思います。おそらく、自然環境関係の仕事をされていても、自然再生推進法をご存じの方は、少ないと思います。環境省のレンジャーも、あまりご存じないかもしれません。自治体、ボランティアの方が活発にされている活動を支援するために、パンフレットを読んでもくださいというより、もう少し何か伝えてあげれば、法定協議会が増えるのではないかという印象は持っています。

#### ◆志村委員

質問です。7ページに、「生態系を活用して防災・減災の発揮に向けた実例等の情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。」とあります。8ページにも、「国は生態系ネットワーク形成の実例等の情報を収集し」とありますが、これは、例えば、この自然再生推進法の枠組みの中で、こういう自然の情報を新たに何か集めてレポートを出す等して、協議会の皆さんに提供するというのでしょうか。特に、E c o - D R Rについては、国内にいい事例があまり認知されていないので、ぜひ情報収集して発信できるといいと思います。

#### ◆江川課長補佐

そうですね。例えば、生態系ネットワークの話については、生態系を活用した防災・減災をどういうふうにする中で取り組んでいくかという事例を収集したいと思います。そして、どういうふうこれから自然再生をしていくかという議論をするステップが大事だと思いますから、そこら辺はしっかりと取り組みたいと思います。簡単ではないかもしれませんが、できることからやってきたいと思っています。

#### ◆今村委員

私が取り組んできた市民運動において、自然再生推進法に関する話をしても、相手には全く通じません。自然再生事業で取り上げたらどうか、そういう意味で協議会を作るなら、いくらでも協力すると言っても、市の担当者は全然理解してくれません。行政を説得することも大変ですから、中途半端に関わるよりも、住民たちでやれることをやるしかないという話になっているところが、現実かと思います。ですから、そういう思いをしている市民団体もあるかもしれません。もう随分前から取組をしていますが、協議会が作られる段階までは、とてもたどりつきません。これは、さみしい話ですが、社会の中ではそういうものだという事を分かっていたらと思

います。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございました。それでは、この議題は終わりにしまして、次の議題に移ります。事務局から、何か報告事項がありますか。

#### ◆江川課長補佐

3点ほど報告します。まず1点は、参考資料3についてです。先ほど話でも出ましたが、昨年の11月に、福井県あわら市において、北潟湖自然再生協議会が設立されました。そして、それにあわせて、2月1日、2月2日にかけて現地調査を行いました。先ほど、鷺谷委員長からもありましたが、北潟湖自然再生協議会の構成員の方と意見交換もしていただきました。そして、今年度中に全体構想を策定し、来年中を目途に、実施計画を策定すると伺っています。今後とも、3省で連携して、こうした活動を応援したいと思っています。参考資料3は、この2月1日、2月2日の現地調査に関する資料です。一番下のところ、まさに構成員の方が、鷺谷委員長とお話しされている写真等載っています。そして、マスコミの方も一緒に参加され、新聞記事等でも大きく報道されています。特に、地元新聞の地域欄においては、5日連続で特集が組まれました。報道機関の方にも、着目していただいていると思えました。

そして、2つ目ですが、先ほど生態系ネットワーク推進に取り組むパンフレットをまとめていると話しました。こちらはお配りしていますので、協議会の議論の中でこういったものも活用していきたいと思えます。結構、各省からもほしいと言われていきますから、パンフレットは人気があると思えます。ホームページでも、分かりにくい場所ですが、公開はされています。

最後に、3点目です。先ほど、自然再生全体構想作成の手引きを作成すると申しました。現在は、まだ作成途中の状態です。何とか、基本方針の見直しが終わった頃には完成させて、協議会を作ろうとしている方々や、自然再生を勉強してみようという方に、テキストのような形で使えるようになればと思っています。また、来年度の自然再生専門家会議の折には、またご議論して、意見をいただく機会もあるかと思っています。以上です。

#### ◆鷺谷委員長

ありがとうございました。それでは、ほかに連絡事項等無いようですから、進行を事務局にお返しします。

#### ◆江川課長補佐

委員の皆様方には、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。今後の自然再生専門家会議のスケジュールですが、今年度の開催予定はありません。また、次回については、改めて主務省庁よりご連絡します。大体の委員が、本年度で委員の任期満了となります。また、次の新

しい委嘱手続きとなると思います。各委員の方に、ご相談申し上げますことになると思いますから、その時はよろしく申し上げます。では、最後に閉会の言葉を、環境省自然環境計画課長の植田より申し上げます。

◆植田課長

本日は、本当にありがとうございました。本日いただいた意見は、すぐにはなかなか反映できないかもしれませんが、宿題として、今後継続して議論させていただければと思っています。今後とも、よろしく申し上げます。

以上